

令和7年度第14回庁議提案 審議・報告・その他
提出日：令和7年10月21日
担当部・課：産業部商工課〔内線3525〕

① 件名

石巻市労働会館の廃止について

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

石巻市労働会館は、労働者とその団体及び労働関係者の福祉の増進を図ることを目的として、昭和47年6月に開館し、当初は市直営で運営していたが、平成2年10月に管理委託に移行、さらに平成18年4月からは指定管理者制度を導入するとともに、受益者負担の観点から利用料金制を導入し一般の利用もできることとした。

本施設の開館から53年が経過し、施設の老朽化による施設維持費の増大が想定される一方、施設の利用者数は減少しており、今後の施設のあり方について検討する必要が生じている。

【目的】

協議が調ったことから、石巻市労働会館を廃止するもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

石巻市労働会館条例（平成17年4月1日条例第240号）

石巻市労働会館条例施行規則（平成17年4月1日規則第186号）

〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕

第6章 市民の声が共鳴し市民と行政が共に創るまち

第2節 持続可能な行財政運営の推進

3 公共施設の維持管理経費を節減する

〔個別計画との整合性〕

石巻市行財政改革推進プラン2025

基本目標3 業務の最適化と経費削減

10 公共施設等総合管理計画の推進

石巻市公共施設等総合管理計画

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第6節 産業関連施設

(1) 現状と課題 (商業関連施設)

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

昭和47年 6月 供用開始

平成 2年10月 管理委託に移行（委託先：石巻地方労働者福祉協議会）

平成18年 4月 指定管理者制度に移行（指定管理者：石巻地方労働者福祉協議会）
(以後5年ごとに継続)

現指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日

令和 7年 6月 指定管理者及び連合宮城石巻地域協議会に廃止予定の旨説明

8月 定期的に利用している一般の団体に廃止予定の旨説明

⑤ 主な内容

廃止する施設の概要

1 名 称 石巻市労働会館

2 所 在 地 石巻市泉町二丁目5番26号

3 設置年月 昭和47年6月

4 施設規模 鉄筋コンクリート造 3階建て 延べ床面積414.22m²

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【市財政への負担】

維持管理費の削減が図られる。

3, 072千円（令和7年度指定管理料）（財源：一般財源）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内で類似施設を所管している自治体無し

（県外で閉館（予定含む）した類似施設）

小田原市勤労者会館 平成29年3月31日閉館

宝塚市立勤労市民センター 平成29年8月31日閉館

大和市勤労福祉会館 令和2年9月1日閉館

川崎市立勤労会館 令和5年3月31日閉館

熊谷市立勤労会館 令和7年3月31日閉館

姫路市勤労市民会館 令和7年3月31日閉館

平塚市勤労会館 令和8年3月閉館予定

浜松市勤労会館 令和8年3月31日閉館予定

高砂市勤労者総合福祉センター 令和8年3月31日閉館予定

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和7年12月 市議会第4回定例会に石巻市労働会館条例の廃止について提案

（施行予定年月日：令和8年4月1日）

⑨ その他

廃止後の利活用方法については、今後検討していく。